

兵庫県公報

平成21年12月18日 金曜日 第 2143 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	2
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく 知事が指定する区域等）の一部改正（都市政策課）	5
○ 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（都市計画課）	6
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	7
○ 落札者等の公示（県立大学）	7
公安委員会告示	
○ 各警備業務に係る検定合格者審査	7

告 示

兵庫県告示第1245号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成21年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町諸寄字長谷西平3893、3893の1、3893の9から3893の11まで
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1246号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成21年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町春來字横尾606、606の1、607の1、608の1、608の2、宇城山1149の1、1149の2、1149の20、1149の31、1149の34、1149の36

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1247号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

三洋電機株式会社モバイルエネルギーカンパニー

洲本市上内膳222番地の1

常務執行役員モバイルエネルギーカンパニー長 伊 藤 正 人

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

三洋電機株式会社モバイルエネルギーカンパニー

洲本市上内膳222番地の1

(3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1、No. 2)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 3)		
能 力	30m ³ /分/基		35m ³ /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～翌8時 12時間		24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オン 濃 度 (水素指数)	6～8	9	6～8	9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	20	10	20
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	20	10	20
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	30	10	30
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0/基	0.3/基	0	0.4	

備考 既設特定施設を廃止するとともに、汚水等は、循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 1、No. 2)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 3)	
部品5,000m/日/基		部品2枠/日	
同 左		同 左	
着手後30日		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
9～13	14	2～5	1
10	20	10	20
10	20	10	20
10	30	10	30
—	—	680	1,350
48/基	60/基	0.5	1

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年12月18日から平成22年1月8日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び洲本市市民生活部環境整備課



兵庫県告示第1248号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

基本測量（精密地形調査）

2 作業期間

平成21年12月1日から平成23年3月31日まで

3 作業地域

神戸市、姫路市、明石市、西宮市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、篠山市、加古郡稲美町、同郡播磨町、神崎郡神河町、同郡市川町、同郡福崎町、揖保郡太子町及び赤穂郡上郡町



兵庫県告示第1249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年12月18日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年12月18日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三田西インター線	三田市上井沢字北奥田82番1から 同 市上井沢字北奥田69番1まで	旧	6.0から 17.0まで	116.0	
		新	9.0から 18.0まで	116.0	



兵庫県告示第1250号

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成21年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

2(1)の表に次のように加える。

12	東播磨 南北道 路	第3種 禁止地 域等	神野ラン プ	県立加古 川医療セ ンターラ ンプ	路 端 から 200メー トル以内の区 域				加古川市
----	-----------------	------------------	-----------	----------------------------	--------------------------------	--	--	--	------



兵庫県告示第1251号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定したので、同条第5項において準用する同条例第5条第8項の規定により、告示する。

平成21年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	特別指定区域	予定建築物等の用途	指定年月日
野瀬地区	相生市野瀬字池下、字家尻、字前山及び字上向井の各一部	別図のとおり	平成21年12月18日
那波野地区	相生市那波野字大道越及び字西中ノ坪の各一部	同 上	同
野々地区	相生市若狭野町野々字奥山田、字亀之元、字前田、字深田、字東山、字犬島、字北川田、字宮ノ前及び字西上サの各一部	同 上	同
入野地区	相生市若狭野町入野字堂ノ前、字カイチ、字木原、字大垣内及び字京野尾の各一部	同 上	同
上松地区	相生市若狭野町上松字カビワケ、字大久保及び字西柄の各一部	同 上	同
下土井地区	相生市若狭野町下土井字東柳久保、字土井、字下垣内及び字池ノ内の各一部	同 上	同
雨内地区	相生市若狭野町雨内字乙石和田、字丙石和田、字甲石和田、字東原、字乙馬通、字西谷及び字奥中道の各一部	同 上	同

（別図は省略し、その関係図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室及び相生市建設経済環境部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成21年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
100 リットル 券	漁船 以外の 船舶	H11 0575627	平成22年 3月31日	1	神戸市兵庫区船大工町2-13 橋 本 忠 継	神戸 県民局	平成21年 11月27日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市揖西町小神字芦原132番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市本町220番地
株式会社 大喜ホーム 代表取締役 周 東 徳 哉
- 3 許可年月日及び許可番号
平成21年7月24日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1-6-2号（21たつの）



落札者等の公示

次のとおり公示する。

平成21年12月18日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大 原 義 弘

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ニュースバル入退室管理システム更新 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立大学播磨光都キャンパス（高度産業科学技術研究所） 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日
平成21年11月25日
- 4 落札者の名称及び住所
日本電気株式会社姫路支店 姫路市南畝町2丁目53番地
- 5 落札金額
13,324,500円（税込み）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成21年10月9日

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第358号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年12月18日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
 - (2) 施設警備業務 1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
 - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級及び2級
 - (5) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級
- 2 実施日時

- (1) 1級
平成22年1月28日（木）午前9時から午後0時まで
 - (2) 2級
平成22年1月28日（木）午後2時から午後5時まで
- 3 実施場所
神戸市中央区下山手通5丁目6番21号
兵庫県警察本部別館8階 801会議室
- 4 審査対象者
- (1) 1級
検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）、常駐警備（以下「常駐警備」という。）、交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）、核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）及び貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって、同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - (2) 2級
空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備に係る旧検定であって、旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者
- 5 審査内容
審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。
- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
 - (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（前記(1)に掲げる者を除く。）
- 6 審査の申請手続
- (1) 受付期間
平成22年1月6日（水）から同月15日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）
 - (2) 審査定員
1級及び2級の合計で30人とする。
 - (3) 申請窓口
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。
ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所を管轄する警察署
ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署
 - (4) 提出書類
ア 審査申請書1通
イ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚
ウ 旧規則第8条に規定する合格証の写し
エ 代理人が申請を行う場合は、委任状
オ その他
(イ) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。）

(イ) 前記(3)のイに規定する営業所を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(ロ) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、前記(ア)又は(イ)に掲げるいずれかの書面

(5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

(6) 手数料

1級、2級ともに、4,700円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、審査申請書の受付後は返還しない。

7 問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線 3046